

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成30年 1月23日（火）

担当課：総務部人財課・病院事務局病院総務課

<p>件 名：大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>	
<p>提出理由：医師の自宅待機及び看護職員の夜間勤務に係る負担に応じた手当を支給するにあたり、当該条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、市立病院における救急患者や高齢患者は、増加傾向にある。 医療の高度化、専門化により、特定の領域に特化した専門的な知識を持つ医師が増えている。 平成19年度には、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、育児短時間勤務制度が導入されるなど、子育て支援の取組みが推進されている。 <p>2. 現状と基本的な考え方</p> <p>(1) 救急医療に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立病院では、内科系、外科系等の医師による当直体制を敷き、二次救急医療を提供している。 現在、救急搬送件数の増加をはじめ、医療の高度化などにより、以前に比べ、現場において、当直医師のみでは対応に苦慮する事態が増えている。 こうした状況に備え、各診療科医師の呼出体制を整備してきたが、現場での専門医需要が高まる中、自宅待機による即応態勢を整える必要がある。 <p>(2) 看護職員の夜間勤務に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立病院では、育児短時間勤務、部分休業制度が適用される看護職員は、本人の意向により、優先的に夜間勤務が免除されるため、病棟等で夜間勤務が可能な職員が限定されている。 診療報酬上の基準で、全ての病棟における月平均夜間勤務時間数は72時間以下とされており、当院としては基準を満たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> しかしながら、夜間勤務者が限定されるため、看護職員の中には、平均時間数以上に勤務する者が存在する。 また、密度の濃いケアを必要とする入院患者が増えていることから、昼間帯に比して、少人数の体制となる夜間勤務に従事する看護職員の負担が大きくなっている。 そのため、夜間勤務の平準化に取り組んでいるところであるが、夜間看護等手当について、回数負担に応じた額に改善する必要がある。 <p>3. 条例改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師及び看護職員の負担に応じた手当とするため、「大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」を次のとおり改正する。 <p>(1) 自宅待機手当について（条例第11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、自宅待機手当の支給対象となっている、予測できる分娩、手術等により待機する医師、および救急医療のために待機する看護部等の職員に加え、新たに救急医療のために待機する医師を規定する。 また、一律3,050円である手当の額を医師のみ4,000円に引き上げる。 <p>(2) 夜間看護等手当について（条例第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 月の夜間勤務時間数の合計が、69時間45分を超えた以降、7時間45分ごとに2,000円を加算する。 <p>4. 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の緊急呼出体制の充実により、市民が安心して受診できる環境のさらなる向上が図られる。 看護職員の夜間看護等手当の適正な支給を行うことで、離職を防止し、看護の質の維持向上が図られる。
<p>経 過</p> <p>S54.7 「大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」一部改正</p> <p>H19.8 「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（第44号）」施行</p> <p>H20.7 「大和市職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正する第4号条例施行</p>	<p>今後の予定</p> <p>H30.2 議会に議案提出</p> <p>H30.4 改正条例施行</p>